

平成27年第4回安堵町議会定例会議録

(第1日)

日時 平成27年12月4日(金) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番 増 井 敬 史	2 番 浅 野 勉
3 番 大 星 成 司	4 番 森 田 瞳
5 番 島 田 正 芳	6 番 中 本 幸 一
7 番 植 田 英 和	8 番 岡 田 裕 明
9 番 田 中 幹 男	10 番 福 井 保 夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 西 本 安 博	副 町 長 北 田 秀 章
教 育 長 楮 山 素 伸	
統 括 理 事 寺 前 高 見	総務部門理事 兼 総 務 課 長 近 藤 善 敬
民生部門理事 兼健康福祉課長 磯 部 あ さ み	事業部門理事 兼産業建設課長 堀 口 善 友
総合政策課長 富 井 文 枝	税 務 課 長 中 野 彰 宏
住 民 課 長 堀 川 雅 央	人権同和対策課長 大 星 義 博
上下水道課長 石 橋 史 生	会 計 管 理 者 職 務 代 理 者 喜 多 君 美 代

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成 瀬 博	主 幹 辻 井 弘 至
--------------	-------------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の内定

第 3 委員長報告

第 4 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 5 号）について）

第 5 議案第 1 号 安堵町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

第 6 議案第 2 号 安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

第 7 議案第 3 号 安堵町税条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 4 号 安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 5 号 安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について

第 10 議案第 6 号 安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

第 11 議案第 7 号 山辺・県北西部広域環境衛生組合の設置について

第 12 議案第 8 号 平成 27 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）について

第 13 議案第 9 号 平成 27 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）について

第 14 議案第 10 号 平成 27 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）について

第 15 諸般の報告

開会（午前１０時００分）

議長（森田 瞳） ただ今から平成２７年第４回安堵町議会定例会を開会いたします。
ただ今より、本日の会議を開きます。
西本町長より招集の挨拶を賜ります。

町長（西本安博） 議長。

議長（森田 瞳） はい、西本町長。

（西本町長、登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

日本の各地から初雪初冠雪の便りが届き、一気に冬がやってまいりました。

師走を向かえ今年で８８０回を数える大和の伝統行事『春日若宮おん祭り』も間もなく古式ゆかしく営まれようとしているところでございます。

また、１１月２８日、２９日には生駒郡４町共催の『２Ｄａｙｗａｌｋ』を開催し、２９日の斑鳩町、安堵町のコースではおよそ４００人の方々が町内を巡り、多くの方々に安堵町の魅力を肌で感じていただいたことと思います。

そのような中、平成２７年第４回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中御出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、来年は安堵町も町制施行３０周年の記念すべき年を迎えます。

町の住民の方々や、町議会、職員等が一丸となり記念行事を成功させるよう取り組んでまいりたいと心を新たにしているところでございます。

振り返ってみますと、今年は春の夜桜祭りと夢灯り、夏の広島大仏、安堵祈りの集いやふれあい盆踊り、この秋の芋煮会、文化祭、産業フェスティバルなどの催しを『プレ３０周年』と位置づけ、盛大に行い終了する事が出来ました。

このように世代を超え交流できましたことは安堵町の発展にとって大変意義深いものであります。今後の安堵町発展の大きな柱の一つにしたいと考えているところでございます。

それでは本日提案させていただきます案件でございます。

平成２７年度補正予算の専決処分の報告が１件、人事案件、条例制定並びに一部改正、平成２７年度補正予算等の議案が１０件の合計１１件でございます。

それでは順を追って概要を説明させていただきます。

まず報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、平成27年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）についてでございますが、安堵町歴史民族資料館における、東屋建屋が非常に傷みまして、緊急を要する修理に伴う補正予算でございます。

次に議案第2号、安堵町固定資産評価員の選任につき、同意を求めることについては、固定資産評価員柿本幸一氏の辞意を受け、新たに北田秀章氏を選任する同意を求めるものでございます。

次に議案第3号、安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてでございます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づき、町が個人番号を利用し特定個人情報を提供するために必要な事項を定めるものでございます。

次に議案第4号、安堵町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律、政令、省令が公布されたことに伴い安堵町税条例を改正するものでございます。

次に議案第5号と第6号、これ同時に行いますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の施行に伴い、議案第5号、安堵町国民健康保険税条例、議案第6号、安堵町介護保険条例、それぞれにおいて、個人番号利用に関する規定を追加するものでございます。

次に議案第7号、安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。被用者年金制度の一元化を図るため、厚生年金法の一部を改正する法律に伴い、非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令に所要の改正が行われ、これを受け安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

つづきまして、議案第8号でございます、山辺・県北西部広域環境衛生組合の設置についてでございます。地方自治法第284条第2項の規定により、ゴミ処理に関する事務を共同処理するため、規約を定め一部事務組合を設置する事について、同法第290条の規定により議決を求めるものでございます。

次に議案第9号、平成27年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）についてでございます。今回の補正は1千671万3千円の増額補正でございます。個人番号カード交付時の顔認証システム、公職選挙法改正に伴う選挙人名簿システム改修費、国民年金保険料納付猶予制度対象者の拡大に伴うシステム改修費、下水道事業債の繰上げ償還のための下水道事業への繰出金によるものでございます。

次に議案第10号、平成27年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）についてでございます。一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額

療養費の支出が増加したため、保険給付費として1億2千800万円の増額補正を行うものでございます。

次に議案第11号、平成27年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）についてでございます。県の市町村公営企業財政健化支援を活用して、下水道事業での高金利の地方債を繰上償還し、地方公営企業の健全化を図るため1千583万3千円を増額補正するものでございます。

以上大筋につきまして説明を行いました。細部につきましてはその都度担当課長より説明をさせますので御審議願ひまして、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 本日の議事日程はお手元に配付いたしております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、8番岡田裕明議員、9番田中幹男議員を指名いたします。

両議員には会期中よろしく願ひいたします。

議長（森田 瞳） 日程第2会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から15日までの12日間にしたいと思ひます、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から15日までの12日間にする事に決定いたしました。

議長（森田 瞳） つづいて日程第3委員長の報告を行います。

議会運営委員会の報告を求めます。

8 番（岡田裕明） はい議長。

議長（森田 瞳） はい、岡田委員長。

（岡田議会運営委員会委員長 登壇）

8 番（岡田裕明） 8 番岡田裕明でございます。

去る 10 月 30 日に治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める陳情書について直接議長に手渡されました。それについて 11 月 26 日の議会運営委員会において審査を担当する委員会を総務産業建設常任委員会にする事に決まりました。以上でございます。

議長（森田 瞳） ただ今報告がありました。

治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める陳情書について、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

副町長（北田秀章） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、副町長。

副町長（北田秀章） あの、申し訳ないです、冒頭で町長が議案書番号ちよつとずれておりました、申し訳ございません、あの報告 1 はいいんですけども、その次の固定資産のほうから 2 号とずっとずれております、はじめ 1 号から 10 号までということでご訂正のほうよろしくお願いします。

議長（森田 瞳） はい、分かりました。

議長（森田 瞳） よって、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める陳情書は、総務産業建設常任委員会に付託する事に決定いたしました。

議長（森田 瞳） つづいて日程第4報告第1号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について議題といたします。本案についての提案の理由を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます総合政策課富井でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは報告第1号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について御説明させていただきます。

今回の補正理由につきましては、安堵町歴史民族資料館内の東屋建屋や丸太柱の取替え修理に伴う経費の増額補正でございます。本補正につきましては、歳入歳出それぞれ、65万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3千972万1千円といたします。なお、当資料館東屋（四阿）建屋は丸太柱がシロアリにより倒壊の恐れがあり、安全確保の面から早急な修理工事が必要となりましたので、平成27年10月29日の専決処分とさせていただきます。それでは詳細につきまして補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書の7頁を御覧ください。

歳出についてでございます。款9教育費、項5社会教育費、目3歴史民族資料館管理運営費におきまして、修繕料として65万1千円の増額補正。この財源といたしましては、1頁戻っていただき、6ページをお願いいたします。

款17繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきまして、65万1千円を充てさせていただきます。

それでは議案書を朗読いたします。

（議案書の朗読）

次に専決処分書を朗読いたします。

(専決処分書の朗読)

つづきまして補正予算書1頁をお願いいたします。

(補正予算書の朗読)

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます、以上でございます、御審議御承認のほどよろしくをお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。
討論を省略して採決いたします。
これより報告第1号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定する事に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。
よって報告第1号は、原案のとおり承認する事に決定いたしました。

議長(森田 瞳) 日程第5議案第1号安堵町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、を議題といたします。
ただ今町長から選任されました北田秀章氏は、地方自治法第117条の規定により自己の一身上に関する事項でございますので、退席願います。

(北田副町長 退場)

議長（森田 瞳） 本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、中野税務課長。

（中野税務課長 登壇）

税務課長（中野彰宏） おはようございます、税務課長中野です、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議案第1号安堵町固定資産評価員の選任につき、同意を求めることについてを説明させていただきます。

本件につきましては、地方税法第404条及び安堵町税条例第76条の規定によりまして、固定資産を適正に評価し、町長が行う価格決定を補助するため固定資産評価員を設置するということになっております。平成19年から現在に至るまで元当町助役でありました、柿本幸一氏、昭和6年8月26日生まれ84歳にその職に就いていただいておりますが、この度ご高齢のため辞意を示されておりますので、後任に副町長として住民から信頼があり、固定資産の評価に関する知識、経験を有しておられます北田秀章氏、昭和28年6月2日生まれ62歳を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

（議案書の朗読）

御審議御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略して採決します。

これより議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(森田 瞳) はい、お座りください、全員です、お座りください。

よって、議案第1号は原案のとおり同意する事に決定いたしました。

議長(森田 瞳) 北田副町長を呼んでください。

(北田副町長 入場)

議長(森田 瞳) 北田副町長に申し上げます。ただ今安堵町固定資産評価員の選任について同意を求めることについて議題となっております。議員全員賛成承認でございました。ご報告を申し上げます。

副町長(北田秀章) はい、ありがとうございました。

議長(森田 瞳) つづいて日程第6議案第2号安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総務課長(近藤善敬) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、近藤総務課長。

(近藤総務課長 登壇)

総務課長(近藤善敬) おはようございます。総務の近藤でございます。

それでは議案第2号安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の附則第1条第4号の規定に基づく政令により、平成28年1月1日から個人番号の利用が始まります。この番号の利用等は、番号法の別表に定

められている事務に限られます。しかし、町行政サービスの運営上個人番号の利用等が必要な事務があります。これらの事務において福祉、保健もしくは医療などの社会保障、地方税又は防災に関する事務やこれらに類する事務に限り、条例で定めることにより個人番号を利用する事が可能になります。

本条例は、番号方第9条第2項の規定に基づき、町内事務で個人番号の利用等が必要な事務について個人番号の利用等可能にするために必要な事項を定めるものでございます。議案書の1枚めくっていただいて、次の頁本文1頁を御覧ください。

第1条では、特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めると言う趣旨を規定しております。第2条では、本条例で使用する用語、個人情報、個人番号、特定個人情報、個人番号利用事務実施者、情報提供ネットワークシステムの意義を規定しております。第3条では、個人番号を利用するにあたりその適正な取り扱いを確保するなどといった、町の責務を規定しております。第4条では個人番号を利用できる事務を次の3頁別表でございます、別表1に同一機関内での個人番号利用できる事務を別表1に、また同一機関内での個人、特定個人情報の利用を次の4頁にあります別表2に規定しております。なお、別表2に関して簡単に説明いたしますと、町長部局内において、異なる事務官で必要な特定個人情報を利用できるというものであります。利用できる事務の種別につきましては、別表1、2に示される事務でございます。また、第4条第2項に規定しております事務につきましては、他の条例などの規定により特定個人情報と同一情報、同一内容の情報を含む書面の提出が義務付けられている場合、その書面の提出があったものとみなし、書面提出を不用とすることなど、個人番号の利用範囲を規定しております。第5条では、特定個人情報を提供できる事務を規定しております。教育委員会部局と、町長部局と言った異なる部局間で特定個人情報の照会、提供を可能とするものでございます。こちらの提供が可能な事務等につきましては、6頁最終頁でございますが、別表3に示される事務でございます。また、この特定個人情報の提供につきましても、前条と同様に書面提出を不用としております。3頁に戻っていただきまして、第6条は、条例で定めるものの他、施行に関して必要な事項は規則で定める旨を規定しております。

以上条例の本則といたしまして、附則により施行日を規定しております。

施行日は、法附則第1条第4号に規定する日とし、具体的には政令により平成28年1月1日となります。また、準備行為として、施行日前に必要な準備が出来るよう規定しているところでございます。

それでは議案書を朗読いたします。

(総務課長による議案書の朗読)

なお、本文につきましては、先ほど説明と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議御可決いただきます様よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第2号につきましては、先般11月26日議会運営委員会におきまして協議いたしました結果、条例の制定を含むものであり、常任委員会に付託する旨議会運営委員会で決定されております。

安堵町議会会議規則第36条第1項の規定により、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか・

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、総務産業建設常任委員会に付託する事に決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第7議案第3号安堵町税条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

税務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、中野税務課長。

(中野税務課長 登壇)

税務課長（中野彰宏） それでは議案第3号安堵町税条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法、地方税法の施行例並びに施行規則の一部改正が施行されたことに伴いまして、本条例において所要の改正を行うものでござ

います。主な改正につきましては、一つ目は、災害などの理由で税金を一時に納付する事が出来ない猶予制度について、国税において見直しされたことを受けまして、地方税法においても地方税の猶予制度を改正されたため、条例で規定しなければならないものについて改正するもの。二つ目につきましては、所得税におきまして創設されました国外転出者に対します株式等の譲渡所得課税につきましては、個人の住民税の所得割の計算には適応しないと言う改正。三つ目といたしましては、たばこ税におきます旧 3 級品エコー、シンセイ、ワカバなどでございますが、これらに適応されてました特別税率を平成 28 年 4 月から平成 31 年 4 月までにおいて、段階的に廃止し税率を引き上げる改正です。四つ目といたしましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下マイナンバー法とありますが、この施行に伴い改正でございます。その他引用条文の条ずれ等に伴うものまたおよび文言整備でございます。

それでは新旧対照表により説明させていただきます。

本文後ろについております新旧対照表を御覧ください。

右側改正後の案でございますが、第 8 条から第 12 条までにつきましては、国税徴収法等で災害などで税金を一時に納付する事が出来ない時、納税者の負担の軽減を図ると共に、早期かつ的確な納税の履行を確保するため、猶予制度の見直しが行われました。

これを受けまして、地方税の猶予制度につきましても所要の見直しが行われ、地方分権を推進する観点から条例で規定しなければならない部分について追加する条文でございます。

第 8 条につきましては、徴収猶予の要件を満たせば猶予する期間、金額についてそのものの財産の状況、その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して原則毎月納付できる規定でございます。

2 頁を御覧ください。

次の頁第 9 条につきましては、徴収猶予の申請手続きに関し記載事項及び添付書類に関する規定でございます。

4 頁をお願いします。

第 10 条につきましては、職権によります換価猶予の手続きに関して、原則毎月納付できる規定、また、及びその添付書類に基づいて、関して規定をしております。

下段第 11 条につきましては、申請による換価猶予の手続きにつきまして原則毎月納付できる規定及びその申請にかかります記載事項、また、添付書類、また、解除する事に関しての規定でございます。

5 頁下段でございますが、第 12 条でございますが、猶予する場合の担保を徴

する基準につきまして、猶予する金額が１００万円以下、また、猶予期間が３月以内、また、特別な事情がある場合は担保を必要としない規定でございます。

６頁をお願いします。

第１８条につきましては、文言の整備でございます。

その下の第２３条第２項中につきましては、引用する条文の改正、第３項につきましては文言の整備でございます。

下段第３３条につきましては、所得税における国外転出者に対する株式等譲渡所得課税の創設につきましては、個人の住民税所得割の課税標準の計算においては適応しないという規定でございます。

７頁でございますが、第３６条の２第８項中におきましては、申告書等の書類につきまして、マイナンバー法による法人番号の追加を求めるものでございます。

第３６条の３の３これについては、引用する条文の項ずれによるものでございます。

第５１条及び８頁第６３条の２、下段第６３条の３及び１０頁お願いします、第７１条、また、第７４条及び第７４条の２、１１頁第８９条及び１２頁第９０条及び１３頁第１１９条の３までにつきましては、マイナンバー法の施行に伴い各申請及び各申告書等の記載事項に個人番号及び法人番号を記載を求める規定でございます。

下段附則第４条につきましては、１４頁ですが、引用する条文の改正でございます。

下段第１０条の３、この第１項から１７頁第９項までにつきましては、マイナンバー法の施行に伴いまして、各申請及び各申告書等の記載事項に個人番号、または、法人番号の記載を求めるものでございます。

それから、下段、第１６条の２につきましては、旧３級品のたばこに対する特例税率を廃止するため削除するものでございます。

本文に戻っていただきまして、本文８頁をお開きください。

附則のところでございますが、第１条で施行期日は平成２８年１月１日とするものでございます。

ただし、猶予制度の規定及びたばこ税の特例税率の廃止等につきましては、平成２８年４月１日とするものでございます。

第２条につきましては、猶予制度の改正前に行われた猶予に関するものにつきましては、従前のままという措置でございます。

９頁第３条町民税及び次の１０頁第４条の固定資産税及び第５条の軽自動車税について改正前に行われたものにつきましては、従前のままという措置をするものでございます。

第6条の町たばこ税に関する経過措置におきましては、10頁から21頁までについては、特例税率を平成28年4月から平成31年4月までに段階的に廃止し、税率を引き上げるいうものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

(税務課長による議案書の朗読)

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり賛成の方、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立全員です、お座りください。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第8議案第4号安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳）、はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） おはようございます、住民課堀川でございます。

それでは議案第4号安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本件につきましては、先ほど中野課長のほうから説明がありました、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律）第27号いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、国民健康保険税条例における個人番号利用に関する規定を追加するものでございます。

詳細につきまして、議案書の最後の頁、新旧対照表をお願いいたします。

第24条の2第2項第1号において、国保税の減免を受けようとする方が申請書に納税者の住所及び指名を記載していただいておりますが、それに加えて個人番号を記載していただくように改正するものでございます。

なお、この条例の施行日につきましては、平成28年1月1日とさせていただきます。

それでは議案書のほうを朗読させていただきます。

（住民課長による議案書の朗読）

次の頁以降の本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です、お座りください。

よって議案第4号は、原案のとおり決定しました。

議案第4号は議案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第9議案第5号安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） あらためましておはようございます、健康福祉課磯部でございます、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第5号安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について、をご説明させていただきます。

行政手続きにおける、特定の個人識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律）第27号の施行に伴い、安堵町介護保険条例における減免等の手

続きにおいて、個人番号を利用して特定個人を識別できるように改正するものがございます。

それでは議案書の3枚目をお願いいたします。

安堵町介護保険条例新旧対照表でございます。

保険料の徴収猶予第8条第2項第1号におきまして、現行の下線部分及び住所を、改正後案の下線部分、点住所及び個人番号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律）第27号第2条第5項に規定する個人番号（以下同じ）に改めます。

また、保険料の減免第9条第2項第1号におきましても、及び住所、点住所及び個人番号に改めます。

施行日は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行日である、平成28年1月1日でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

（健康福祉課長による議案書の朗読）

次頁の安堵町介護保険条例の一部を改正する条例の条文につきましては、新旧対照表でご説明させていただきましたので割愛させていただきます。

よろしく御審議後可決申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議長（森田 瞳） 本案は原案のとおり賛成の方起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です、お座りください。

よって議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第10議案第6号安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を
改正する条例について、を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） それでは議案第6号安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

評者年金制度の一元化等を図るための、厚生年金保険法等の一部を改正する法律、いわゆる一元化法が平成24年8月に公布され、その一部が平成27年10月1日から施行されたところであります。

これに伴い、地方公務員等共催組合法施行例等の一部を改正する等の法令が、政令が平成27年9月30日に公布され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に所要の改正が行われたことで、関連する安堵町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年安堵村）条例第6号の一部を改正するものであります。

簡単にいいますと、共済年金が厚生年金に統合され、旧共済組合期間を有するものが施行日以後に新規に裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることになることに伴う改正であります。

議案書の7枚めくっていただき、新旧対照を御覧ください。

条例附則第5条第1項から第6項におきましては、消防、え、傷病補償年金及び休業補償について当該損害補償の受給者が同一の理由により厚生年金保険法

など他の法令による障害年金、遺族年金などの社会保障給付の支給を受ける場合には、併給調整を行うことを規定しております。

主な改正点の１つ目は、追加費用対象期間である共済年金については、厚生年金と同様に取り扱うこととなります、こととなります。

新旧対照表の５条第１項、第２項、第５項の関連でございます。

２つ目は、条例第１８条の２に規定する公務上の災害、え、公務上の災害これは特殊公務災害というんですが、これに係る年金たる損害補償が支給される場合については、特殊公務災害、特殊公務災害に係る加算部分が対象、減額対象とならないよう従来の調整率と異なる調整率を用いることとなります。

これは、新旧対照表附則第５条の第１項、第２項、第３項の関連でございます。

ここでいいます、特殊公、え、特殊公務災害とは、警察官や消防士など高度な危険が予測される状況で職務に従事する地方公務員が公務中に災害を受け、災害を受けた場合に、傷病、補償年金や、遺族補償などが加算される制度でございます。

３つ目は、その他使用する文言について所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表附則の第１項から第６項関係でございます。

なお、この施行日につきましては公布の日であります、経過措置として平成２７年１０月１日を適応日と定めるものでございます。

それでは議案書を朗読いたします。

（総務課長による議案書の朗読）

なお、本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議後可決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり賛成の方起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です、お座りください。

よって議案第6号は原案のとおり決定可決されました。

議長(森田 瞳) ここで、ただ今10時55分でございます。

11時10分まで休憩いたします。

休憩

10時55分

11時10分

議長(森田 瞳) 休憩前に引き続き再開いたします。

つづいて日程第11議案第7号山辺・県北西部広域環境衛生組合の設置について、を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

住民課長(堀川雅央) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、堀川住民課長。

(堀川住民課長 登壇)

住民課長(堀川雅央) それでは議案第7号山辺・県北西部広域環境衛生組合の設置についてご説明させていただきます。

当町の美化センターは、10トン炉2基の20トン処理できるように平成3年

に建設され、平成12年にはダイオキシン対策が行われました。

運用してから20年余りが経過していますので、平成24年から平成33年までの10ヵ年の寿命化計画を策定し、現在の炉の延命措置を図っているところでございます。

現在の炉がもたなくなった場合、100トン炉以上の炉を造ることとなり、町単独では不可能となります。

このような時期に天理市においてもゴミ処理施設の建替えの必要性が生じ、県と協議により、ならモデルとしてゴミの、ゴミ処理広域化を進めることが検討されました。

県と天理市が推進する広域化の施設整備は、今から約10年の期間を要するものでありますが、同じような問題が生じている10の市町村が参加する事で、経費の縮減が図られ効率的なゴミ処理が出来るものと考えますので、本議案につきましては地方自治法（昭和22年法律67号）第284条第2項の規定により、参加自治体で協議し規約を定め、一部事務組合を設立する事について、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは規約の内容についてご説明させていただきます。

次の頁、山辺・県北西部広域環境衛生組合規約（案）をお願いいたします。

第1条では、本一部事務組合の名称を山辺・県北西部広域環境衛生組合とする旨の規定でございます。

第2条では、構成団体の規定で、大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町及び川合町の2市7町1村で構成する旨の規定でございます。

第3条では、共同処理をする事務を3つに分け、右欄に記載。

その事務を共同処理する構成団体を左欄に記載しております。

第4条では、組合の事務所を現天理市庁舎に置く旨の規定でございます。

第5条から第8条につきましては、第2章として、組合議会についての規定で、第5条では、本一部事務組合の議会の議員の定数を12名とし、市からは2名、町村については1名それぞれ構成団体の議会の議員から選出する旨の規定でございます。

第6条では、組合議会の議員の任期について1年とする旨の規定でございます。

第7条では、組合議会の議長及び副議長については、それぞれ1名とし、組合議員による選挙による選出する旨の規定でございます。

第8条では、組合議会が議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものについては、当該関係市町村の組合議員で決める旨の規定でございます。

第9条から第14条につきましては、第3章として、執行機関についての規定

で、第9条では組合に管理者を1名、副管理者を2名置き、管理者は天理市長とし、副管理者は管理者が組合議会の同意を得て関係市町村長から選任する旨のきていでございます。

第10条では、管理者、副管理者の任期については、関係市町村長の任期による旨の規定でございます。

第11条では、会計管理者については、天理市の会計管理者をもってあてる旨の規定でございます。

第12条では、組合の職員については、組合条例で定数を定める旨の規定でございます。

第13条では、監査委員は組合議会の同意を得て、組合議会議員から1名、識見者から1名選任し、その任期については議会からの選出委員については議員の任期、識見者については4年とする旨の規定でございます。

第14条では、組合の運営に関し、運営協議会を置き構成団体の長が協議課員の委員にあたる旨の規定でございます。

第15条及び第16条につきましては第4章として、組合経費についての規定で、第15条では、組合経費は構成市町村の負担金及びその他の収入で賄う旨の規定でございます。

第16条では、構成市町村の負担金については、ゴミ量割によって負担する旨の規定でございます。

なお、この規約は奈良県知事の許可のあった日から施行いたします。

それでは議案書を朗読いたします。

(住民課長による議案書の朗読)

次の頁以降の規約（案）につきましては先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

御審議御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） この案件にお諮りする前に、本件は議会運営委員会、去る11月26日の議会運営委員会の協議によりまして、文教厚生常任委員会に付託して説明を乞うということになっております。

その意見を集約する前に、皆さん方の議会議員としてこの常任委員会等で疑問点、そしてまた諸々の内容のことにつきまして、意見がございましたらこの場で集約をしておきたいと、予め集約しておきたいという考えております。

ご意見ございませんか。

議長（森田 瞳） ないようでございますねけども、ちょっと課長お聞きいたします、この規約のほうの（案）でございますねけども、第5条でこの議会の組織及び議員の定数というところございますけども、この議会議員のうちから次のとおり選出すると、市は2名、村町におきましては1名となっておりますやろ、この、これはまあ議会議員のうちからということになっておりますけども、市町村長のこの議員ということは、これどこで謳われておるんですか。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

住民課長（堀川雅央） 第5条の中で、関係市町村の議会の議員から次のとおり選出する、構成市町村の議会の議員のほうから。

議長（森田 瞳） これは議会議員ですやろ、ところが市町村長の要するにこの組合のほうに対する議員というのはどこで。

住民課長（堀川雅央） すみません、市町村長のほうは、第3章の執行機関のほうに入っております。

3章の中で謳われてて、その第14条の中に組合の事務に関する重要な事項を協議するため委員を持って組織する運営委員会を設置するということで、この中の運営協議会の中に関係市町村長をもってあてるということで規定しております。

議長（森田 瞳） すみません、このねここで謳われている第14条での運営協議会というのは、運営協議会の中には市町村長入ると、そしたら、この運営議会の組織の中では市町村長入らないんですか。

住民課長（堀川雅央） はい、議会のほうは議員様方から選出した議員によって議会のほうは運営されると、いうことになっております。

執行部側に各構成市町村の長の意見が反映されるような組織作りということになっております。

議長（森田 瞳） あの、奈良県広域消防にしても、広域消防にしても、後期高齢の組織にしても、あのこれは各市町村長が入っておりますやん、また、あの、議会か

らでも選出されておるという構成になってますやんか、この中では、この議会の組織、ここという第5条の中ではね、謳われておるのは、議会議員だけのことが謳われておるだけでしょ、そうでしょ。

市町村長はこの、あくまで協議会、協議会のメンバーに入ってるのみということですか。

住民課長（堀川雅央） はい、そうです。

議長（森田 瞳） 町長そんでよろしいのか。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、ちょっとよろしく。

町長（西本安博） あの、県組織の消防、あれは基本的な県1本の組織であって、で、我々首長も議員さんも1つの組織の中で運営を協議するという形になっていると思います。

この場合は、ここの場合は各自治体が持ち寄って、各自治体が持ち寄って1つの組合を作るということです、組合の構成員いわゆる運営協議会というのは首長、そしてその内容を審議する議会が、各議会の議員さんをもってあてるというこういう組織になっていると私は解釈をしておりますので、県1本の組織やろ、そういうことやな、これはいわゆる皆で、皆で組合制にするということで、皆が組合員ということなんで、ちょっと趣が違うんかなというあれがします。

まあ、このことは、もう少し組織のことはもう少しじゃあ詳細にあのチェックして、次の付託の時に今の疑問点もお互いに論議できる、私はそういう解釈をしております。

議長（森田 瞳） ありがとうございます。

あの課長、ここでね先ほどちょっと説明したように、運営協議会第14条の中でね入ってくるのが市町村長であるという考え方、私それどうもちょっと、ちょっとどうも疑問点があると思うんですそこはね。

ただ、ここという運営協議会というのはね、協議会というのは予め本議会の前に協議会を持つということの意味合いのものであって、じゃないのかな。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

住民課長（堀川雅央） あの、ここでいう協議会というのは、執行部側の協議会でございます。

審議していただく原案を作る立場の人間がその協議会に携わるという形になっております。

議長（森田 瞳） はい、ありがとうございました。

ま、あの、ちょっとそのへんのことについてはもうちょっと中身ちょっとザックバランに常任委員会の中でも、いろいろ審議していただくということも含めまして、ひとつまあ、その提案もさせていただいておきます。

議長（森田 瞳） 先ほど申しましたように、ただ今議題となっております議案第7号につきましては、安堵町議会会議規則第36条第1項の規定により、文教厚生常任委員会に付託いたしたいと考えますがいかがが御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） はい、異議なしと認めます。

よって本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託する事に決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第12議案第8号平成27年度安堵町一般会計補正予算補正第6号について、を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課富井でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

します。

それでは議案第8号平成27年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）についてご説明させていただきます。

本補正につきましては歳入歳出それぞれ1千671万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5千643万4千円といたします。

今回の補正理由につきましては、歳出については、1つ目といたしまして、個人番号カード交付に伴う顔認証システムの導入経費及び公職選挙法の一部改正に伴う選挙人名簿システム改修に要する経費の増額補正でございます。

なお、選挙人名簿システム改修経費につきましては、1/2の国庫補助となっております。

2つ目といたしまして、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う国民年金保険料納付猶予制度対象者拡大に係るシステム改修に要する経費の増額補正で、全額国庫補助となっております。

3つ目といたしましては、県の市町村公営企業財政健全化支援事業を活用した、下水道事業債の売り上げ償還に要する経費を、一般会計で負担し下水道事業特別会計へ支援する繰出金の増額補正でございます。

本事業によりまして、残利子に係る保証金の2/3が県から補助され、元金及び残りの1/3分の保証金は無利子で県から借入れます。

次ぎに歳入については、諸収入におきまして前年度平成26年度後期、後期高齢者医療、後期高齢者市町村療養給付費負担金の精算に伴う、超過負担分の償還金の増額補正でございます。

次ぎに町債におきまして下水道事業債の繰上償還に係る借換に伴う増額補正でございます。

これによりまして、地方債を増額補正し公営企業財政健全化事業費事業として、限度額1千410万円といたします。

それでは補正予算書によりご説明させていただきます。

補正予算書の9頁を御覧ください、歳出についてでございます。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費におきまして、個人番号カード交付に伴う顔認証システムの機器保守を含む導入経費44万8千円の増額。

つぎに、同款、項4選挙費、目1選挙管理委員会費選挙人名簿システム改修委託費に要する経費として、10万8千円の増額補正、で、国庫補助1/2でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目2国民年金事務取り扱い費におきまして、国民年金保険料納付猶予制度対象者拡大に係る国民年金のシステム改修に要する

経費、32万4千円の増額補正で、県を経由する国庫補助全額でございます。

つづきまして、款7土木費、項3都市計画費、目2下水道費におきまして、県市町村公営企業財政健全化支援事業を活用した下水道事業債の繰上償還に要する下水道事業特別会計への繰出金として

1千583万3千円の増額補正でございます。

次ぎに戻っていただきまして7頁を御覧ください、歳入についてでございます。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目5総務費国庫補助金で、選挙人名簿システム改修費補助金として5万4千円。

同款、項3国庫委託金、目2民生費国庫委託金で、基礎年金等事務費交付金として、32万4千円の増額補正でございます。

款14県支出金、項2県補助金、目5公債費補助金で、公営企業財政健全化支援事業補助金として、160万円の増額補正でございます。

つぎに、款17繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきまして、歳入歳出の調整による財源更正のための840万8千円の減額補正でございます。

つづきまして8頁を御覧ください。

款18諸収入、項3雑入、目1雑入におきまして、後期高齢者医療給付費負担金の前年分償還金受け入れ収入として、904万3千円の増額補正でございます。

款19町債、項1町債、目2土木債におきまして、下水道事業繰上償還に係る借換債、1千410万円の増額で、公営企業財政健全化支援事業を活用した繰上げ償還のための借換による増額補正でございます。

したがいまして、4頁の第2表、地方債補正を御覧ください。

地方債補正、公営企業の財政健全化支援事業、公営企業借換債を追加し限度額を1千410万円といたします。

それでは議案書を朗読いたします。

(総合政策課長による議案書の朗読)

次の頁以降の第2表地方債補正及び事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます、御審議御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑に入ります、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。

本案は原案おとおり決定する事に賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です、お座りください。

よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第13議案第9号平成27年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について、を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） それでは議案第9号平成27年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2）について説明させていただきます。

本補正につきましては、心疾患、腎不全、脂質異常に係る入院件数の増加により、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費が当初予算調整時の想定より大幅に増加し、今年度の予算に不足が生じますので一般療養給付費で1億400万円、一般高額療養費で2千400万円の増額補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書7頁をお願いいたします。

歳出の部でございます、款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費で 1 億 4 0 0 万円の増額。

同款、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費で 2 千 4 0 0 万円、計 1 億 2 千 8 0 0 万円の増額。

これは一般被保険者の心疾患、腎不全、脂質異常に係る入院件数の増加により、当初想定より大幅に医療費が増加したものによるものでございます。

この財源といたしまして、1 頁戻っていただきまして 6 頁をお願いいたします。

収入の部、款 2 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 療養給付費等負担金で、4 千 9 6 万円の増額。

同款、項 2 国庫補助金、目 1 財政調整交付金で 1 千 1 2 万円の増額。

款 5 県支出金、項 2 県補助金、目 1 財政調整交付金で、1 千 1 5 2 万円の増額。

残りを款 8 諸収入、項 1 雑入、目 4 歳入欠陥補てん収入をもって 6 4 0 万円充てさせていただきます。

以上でございます。

それでは議案書のほう朗読させていただきます。

(住民課長による議案書の朗読)

次の頁以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案を原案のとおり決定する事に賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 全員起立です、お座りください。
よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第14議案第10号平成27年度安堵町下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)について、を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長(石橋史生) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、石橋上下水道課長。

(石橋上下水道課長 登壇)

上下水道課長(石橋史生) 上下水道課石橋でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第10号平成27年度安堵町下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)についてご説明させていただきます。

本補正につきましては、先ほど議案第8号で総合政策課長から説明がありました、一般会計補正予算の下水道事業への繰出金に係るものでございます。

県が実施する平成27年度奈良県市町村公営企業財政健全化支援事業を活用し、下水道事業での高金利の地方債元金を繰上償還するものでございます。

貸付及び補助の対象要件が、年利率が5%以上であること、また、平成27年度の元利償還金の支払い後の残りの償還期間が5年以上であることとなっており、これらの要件に該当する4件の記載について繰上償還するものでございます。
それでは詳細について、補正予算書によりご説明させていただきます。

補正予算書の7頁をお願いいたします。

歳出の部、款2公債費、項1公債費、目1元金におきまして償還元金として1

千 3 3 2 万 3 千円を増額補正。

同款、同項、目 3 公債諸費におきまして、保証金として 2 5 1 万円を増額補正するものでございます。

この財源といたしまして、1 頁戻っていただきまして 6 頁をお願いいたします。

歳入、款 4 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金におきまして、1 千 5 8 3 万 3 千円の増額補正でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

(上下水道課長による議案書の朗読)

次頁以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） はい、質疑なしと認めます。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第 1 0 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定する事に賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） はい、全員賛成です、お座りください。

よって議案第 1 0 号は原案のとおり可決決定されました。

議長（森田 瞳） つづいて諸般の報告を行います。

去る１１月１３日生駒選奨式が行われましたので、事務局より報告願います。

事務局長（成瀬 博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、成瀬事務局長。

事務局長（成瀬 博） 去る１１月１３日に生駒郡優良議会議員、職員の選奨式において、森田議長、島田議員、中本議員が表彰を受けられました。

皆様方にご披露いたします。

森田議長が永年勤続表彰、中本議員が一般表彰、島田議員が一般表彰を受けられました。

おめでとうございます、以上でございます。

議長（森田 瞳） はい、以上でございます。

理事者側からは何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） ないようでございます。

議員諸氏につきましては引き続き委員会室で全員協議会を持ちたいと思いますので、引き続き場所のほうを跡で移動願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、１２月１５日午前１０時開会でございます。

本日はこれで散会いたします、ご苦労さんでした。

散 会

１１時５２分
